

1 新型コロナウイルス感染症の検査に関して、感染症法に基づく行政検査の対象者として、どのような者が考えられるか。

(答)

○ 新型コロナウイルス感染症にかかる「行政検査」の対象者としては、感染症法第15条第1項・第3項第1号より、

- ①新型コロナウイルス感染症の患者
- ②当該感染症の無症状病原体保有者
- ③当該感染症の疑似症患者

④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者となっております。

○ 上記①～③の具体的な基準としては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年5月13日付け健感発0513第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）別紙の第7において、それぞれをお示ししております。

○ 上記④については、例えば、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学実施要領」（令和2年5月29日版。国立感染症研究所感染症疫学センター）に示されている「濃厚接触者」が該当することをお示ししていますが、必ずしもこれに限られず、以下のような者についても④に該当すると考えられます。

- 特定の地域や集団、組織等において、
  - ・関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、
  - ・濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある
- と認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者

○ なお、上記の「地域や集団、組織等に属する者」に対する行政検査については、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行うのであり、検査対象者は濃厚接触者として取り扱うことはしないこと（14日間の健康観察の対象としない）としております。ただし、検査後2週間以内に健康状態が悪化したときは速やかに報告するよう求めるとともに、報告があったときは、速やかに再検査を行うこと、当該検査は陰性を証明するものではないこと等を対象者に説明することにご留意ください。

## 国立感染症研究所による「濃厚接触者」の定義

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典：国立感染症研究所HP

「対策徹底なのになぜ」 止まらぬ学校での感染 埼玉

8/12(水) 20:00 配信

産経新聞

私立立正大淞南高（松江市）での新型コロナウイルスのクラスター（感染者集団）発生は、学校での感染リスクの高さを改めて浮き彫りにした。県立校8校で生徒や教職員の感染が確認された埼玉県では、県教育委員会などのガイドラインに沿った対策を講じていた学校でもクラスターが発生しており、関係者に不安が広がっている。

埼玉県教委は、感染者が出た8校のうち6校について、さらなる感染拡大の可能性もあるとして校名を公表している。

最も感染者が多いのは、10人が陽性と判明した県立岩槻高（さいたま市岩槻区）で、クラスターが発生したと認定されている。同高は、感染者が相次いでいることを理由に、県高野連が独自に開催する「県高校野球大会」の出場も辞退した。

10人の内訳は、同じ部活に所属する生徒9人と、その顧問を務める教職員1人だ。ただ、感染が広がった理由は現時点では判明していない。

疫学調査を行ったさいたま市保健所の担当者は「手洗いや『3密』回避は徹底されていた。学校側の非は見られない」と説明する。同高によると、国や県が指導している内容に加え、着替え場所を分散させたり食堂の座席数を減らしたりする学校独自の対策も講じていたという。

出典：産経新聞電子版20200812

## PCR等の検査体制の戦略的強化について

### I. 基本的な考え方

- PCR等の検査体制については、これまで検査能力を拡充。今般、PCR検査について5.2万件の検査能力が確保された。これを踏まえ、さらに、①検査が必要な者が**より迅速・スムーズに検査を受けられるようにする**とともに、②濃厚接触者に加え、**感染拡大を防止する必要がある場合には広く検査を受けられるようにする**との考え方のもと、以下の対策を実施し、検査体制を一層強化する。

### II. 検査体制の強化に向けた対策

1. 検査能力の増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PCRや抗原定量検査の機器整備を支援（補助金（10/10）の追加公募を実施）</li> <li>○医療機関に配備されているPCR検査機器や抗原定量検査機器の能力が最大限活用できるよう、検査受託可能な医療機関等をリスト化し、検査ニーズとマッチング。</li> </ul>
2. 検査のアクセス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都などで行われている、唾液検査に特化した診療所を増やす取組を横展開するとともに、医療機関の申告による契約締結や契約変更なしに唾液検査ができるようにするなどにより、地域の医師の判断のもと迅速に検査を受けられる医療機関をさらに拡大。</li> </ul>
3. 地域の感染状況を踏まえた幅広い検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラスターの発生など地域の感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査。このため、こうした地域に出張して検査する取組（PCR車両の派遣、臨時的検査所等）を支援し、普及させる。</li> </ul>
4. 院内・施設内感染対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関、高齢者施設等については、新規入院・入所者を含め、感染の可能性の高い場合は、医師の判断のもと迅速に検査できる体制づくりを進める。</li> </ul>
5. 新技術の積極的な導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○唾液による抗原簡易キットや鼻腔検体による検査、プール検査など、新技術の開発・実用化を加速。</li> </ul>

### III. 検査能力の見通し（1日当たり件数）

	4/1	5/15	7/1	現在
PCR検査	1.0万件	2.2万件	3.1万件	<b>5.2万件</b>
抗原キット	---	(2.1万件)	2.6万件	<b>2.6万件</b>
抗原定量検査	---	---	---	<b>0.8万件</b>







#### 【ピーク時における対応】

- ◎上記の対策を進めることにより、検査体制の増強を図る。
- ◎抗原検査キットについては、備蓄の活用（3万件）により検査需要に機動的に対応する。
- ◎その上で、次のインフルエンザの流行もにらみ、更なる検査体制の強化を図る。

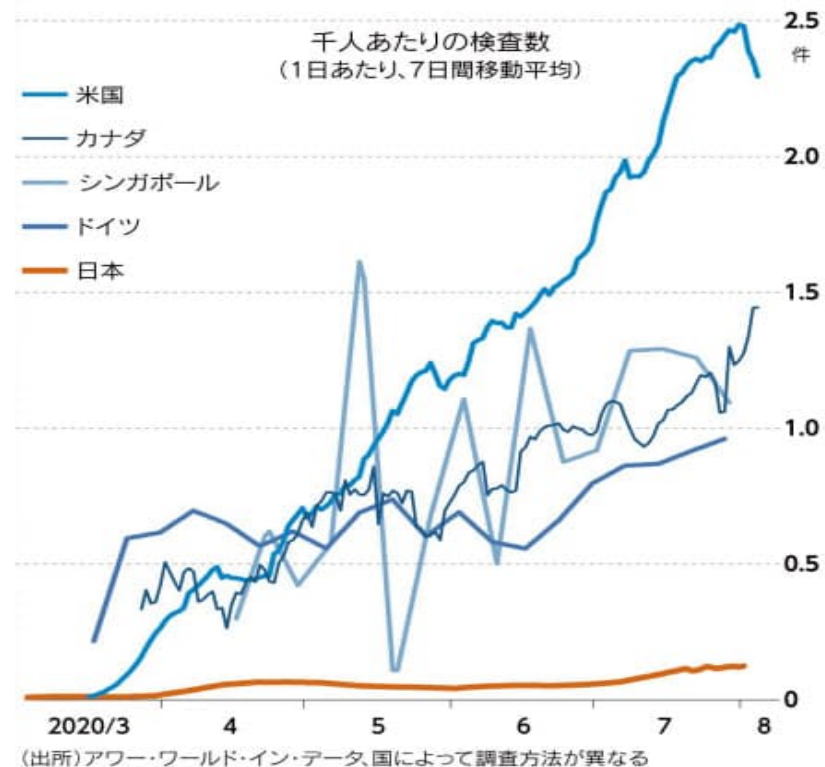
8/7発表

出典：厚労省20200807発表資料

### 主要国の国内におけるPCR検査の実施について

	実施の条件/対象者	自己負担の有無
米国 	州によって異なる。	州によって異なる。
英国 (イングランド) 	症状がある者、医師から指示を受けた者など。	自己負担なし。
フランス 	全ての者が受検可能。	自己負担なし。
ドイツ 	医師の指示に基づき実施され、症状のある者が優先される。	州によって異なる。
中国 	全ての者が受検可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受検すべき者（濃厚接触者など）については自己負担なし。</li> <li>・受検を希望する者の受検については、費用を自己負担。</li> </ul>
韓国 	全ての者が受検可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受検すべき者（医師の所見により感染が疑われる者など）については自己負担なし。</li> <li>・受検を希望する者の受検については、費用を自己負担。</li> </ul>

出典：外務省領事局資料



出典：日経新聞電子版20200815付